

東京古田会ニュース

—古田武彦と古代史を研究する会— No.221 Mar.2025

http://tokyo-furutakai.com/

e-Mail: saitaka7078@yahoo.co.jp

代 表：安彦 克己

編集発行：事務局 〒212-0024 川崎市幸区塚越3-370 斎藤 隆雄 TEL/FAX 044-522-7500

郵便振替口座 00110-1-93080

年会費 4千円

口座名義 古田武彦と古代史を研究する会

目次

*和田家文書備忘録11 安東船と宗任	港区 安彦克己……………①
*古田氏の旧説撤回問題(下)	世田谷区 国枝 浩……………③
*古代史エッセー84 「息長」という名の皇后と天皇	日野市 橋高 修……………⑧
*蝦夷国「会津高寺」への仏教伝来	京都市 古賀達也……………⑨
*本歌取りならぬ本句取り	八尾市 服部静尚……………⑪
*古代史コラム No.2 「海原」考—常識の作られ方	世田谷区 國枝 浩……………⑬
*「東京古田会」月例会報告⑩ ※文責…新保高之……………⑰	
*お知らせ	……………⑱
*掲示板	……………⑳

和田家文書備忘録11 安東船と宗任

港区 安彦克己

二〇二四年はモンゴル軍が高麗軍を麾下にして九州を襲来した文永の役(一一七四)から七五〇年目にあたる。近年元寇に関する研究は、伊万里湾鷹島の海底に沈んだ軍船が三艘見つかるなど目を見張るものがある。その状況を示す『蒙古襲来絵詞』

『絵詞・えことば』に探るモンゴル襲来」展(於・國學院博物館)を見てきた。床にはシートで碇の実寸が展示され、驚くほど大きい。この秋(2025年)当会は「元寇と築紫舞」をテーマにした旅行を計画している。

外国軍が襲来するという未曾有の国難にしては、戦の実相を伝える史料は少ない。『絵詞』の他には『日蓮聖人註面賛』がよく引かれるが、『和田家文書』には十指に余る史料が採取されている。この小文では、その先史となる安東船と宗任の関わりについて紹介する。

古田先生が『和田家文書』を読み始めた頃、前九年の戦いで敗れた安倍一族について「厨川で貞任と息子の千代童丸は自刃し、宗任は九州に流されていたのですね。『和田家文書』にはそう書いてあります」と話され

た。『和田家文書』の内容に強く引かれたことを覚えている。

『和田家文書』と関連諸書を繙けば、宗任は京に引かれ、伊予、太宰府と移され、筑前大島で歿したと読める。

(1) 宗任の生涯

「宗任雜記」(丑寅日本雜記全)

「厨川落柵以来にして宗任、兄・貞任末最の際に遺言せしを心に誓ふ。

「生きて一族の子孫となれかし、生きて残るは死すより辛きとも、生命を自から断は高祖安日・長髓彦の代より禁せる行為なれど、(中略)俱は千代童丸一人で冥路のたどりとす。依て汝等、夢々余の遺し言葉を越て我があとに殉ずるを赦しまづ。特と護り仕るべし」

とて貞任、子息・千代童丸と二の樓に果たり。宗任心得て生を捕身の恥を一族共に耐ゆために、兄貞任・子息千代童丸の首級を携へて源義家に推参して捕はるなり。

天治丁未八月十二日 松本秀則

(注)

①安倍貞任の二子・高星丸は東日流に逃れ安東家を再興する。

②天治丁未は大治二年(一一二七)の誤記か?

③記載者の松本秀則は下妻市宗道の宗任神社宮司が代々その名を世襲し

ている。同社には中世に使用された文字が混じる四二〇〇字からなる『縁起書』がある。「皇朝元永曆己亥歲晚秋良辰吉日」とあり、一一一九年に書かれた書。

「秋田系図訂正前之巻物」(丑寅日本記全)

「宗任
公卿百官以為北國寒氣甚烈無見梅花手乃携一枝、問宗任。笑云 我里是梅花、不知都云何。我方國ノ梅花トハ見タレド大宮人ハ何ト云ラン 公卿百官皆感之、因宥死罪、放流筑紫。宗任後胤、松浦水軍、子孫涉薩陽山陰陽。宗任女子、出羽御館五郎基衡室。」(注)

①「系図訂正前」とは徳川幕府に提出しない系図のことで、内秘の内容も記した。

②梅花のエピソードは夙に有名で、宗任の機知に公卿達が舌を巻いた。

③宗任の後胤が松浦水軍を立ち上げたと読める。

「築紫松浦之安倍族」(石塔山大山祇神社秘傳 大の2)

「治曆三(一〇六七)年、安倍宗任その舎弟家任、伊予に配さる。亦、安倍良照を大宰府に配したり。(略)宗任は松浦に水軍を組して、唐・天竺・南蕃に往来す。宗任、永保元(一〇八一)

年七月一日寂し、筑紫大嶋に葬むらる。

正平十二(一二五七)年二月 松浦 大夫頼基」

(注)
①宗任が松浦水軍を組織したと読める。入滅地は筑前大嶋。没年は後述するが疑問。

宗任の墓は筑前大島の東寧山安昌院にあり、位牌には戒名「安昌院殿海音高潮大居士」とある。先代の住職安川淨生の著書『安倍宗任』には天仁元年(一一〇八)二月四日没、七七歳としている。先述の宗任神社の『縁起書』では天仁元年九月九日没とあり没年は一致する。

(2) 安東船

「北辰之風土記 三」(東日流外三郡誌 第360巻)

「安東高星丸(略)居を藤崎に置き、十三湊を開き、異土との通商を以て一族は榮ひたり。築紫の松浦より宗任の便りと俱に船大工来たり。安東船を進水し異土との商益あり。」

「安東治領史」(東日流外三郡誌 第360巻)

「安東一族をして海を道と開ける要因は、築紫の安倍宗任が一書に依れるものなり。むらごみ水軍を頭とせる倭寇は、松浦水軍と俱に海賊行

爲をして十三湊に来舶せるを犯したるは事實なり。」

(注)むらごみ水軍は村上水軍こと、村組とも。

この二本の史料に呼応する史料が『北斗抄』にある。

「宗任状」

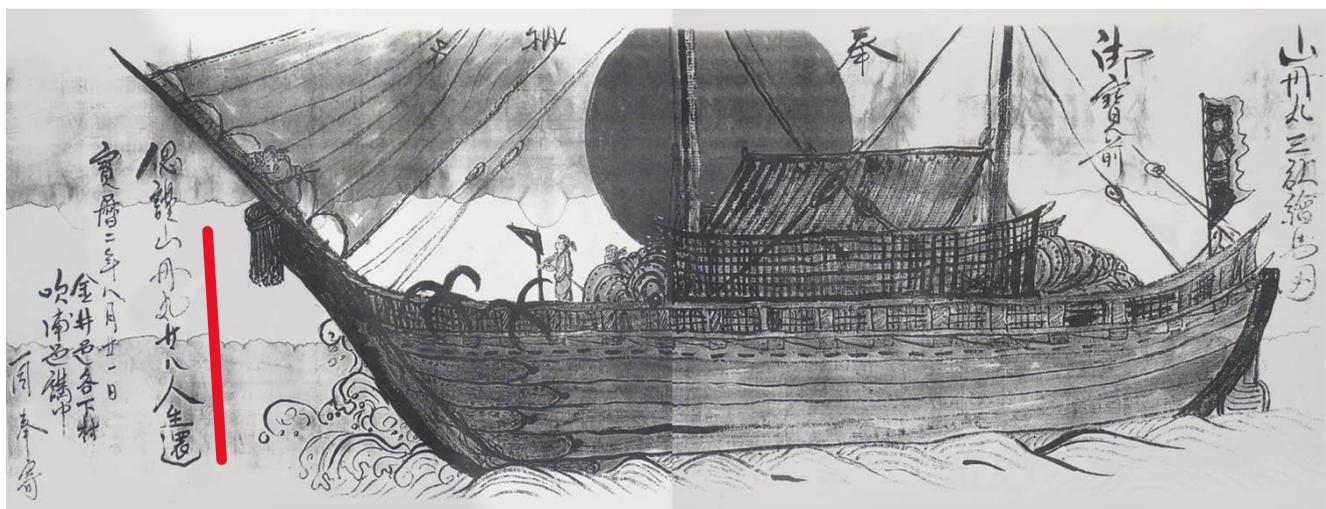
「陸奥を去して候間久しく候へども、われ汝を見給ふは乳兒面候他、覚へ候はず。筑紫の國に、汝を父母何方相似て候ぞ、海月に眺居候。東日流の候は、余未踏にて覚へ候はず。汝が成身の相、幾程にも想い廻らし居候。恨らめしく候へども、厨川の事の候を忘れます。父様・孫父様な菩提を頼置き候。(略)

一族無敵の計は海に候事ぞ。以後の要と奉るべし。六人船大工を遣したる程に能く習候へて、余老逝ならざるに船造り候へて大島に汝相を見さしめ給へとこそ急筆の本報を仕り候。牟爾乍老婆心一状以て如件。

天永辛卯年二月十日 八十三歳翁 三郎宗任」

(注)天永辛卯年は一一二一年で、この年八三歳とすると生誕年がわかるが疑問だ。(先述の没年参照)

前九年の戦火の中、頑是無い頃別離した甥の高星丸を思いやる心境と、戦ではなく交易で榮えよとの諭旨は読む者の胸を打つ。安東一族は程な

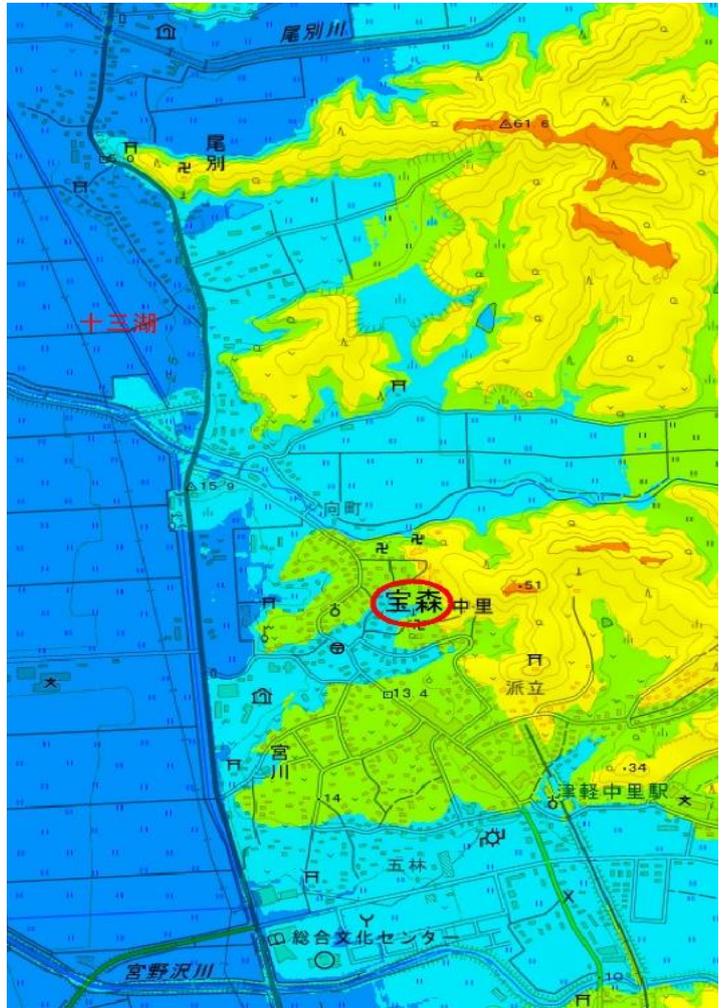


久壽元(一一五四)年にマレーから天竺セイロンを経てアラビヤの紅海の奥スエズ湾より紅毛国を巡り、二年後帰国したとする山丹丸の船絵馬史料がある。

秘傳 大の2)

「紅毛國諸神録」(石塔山大山祇神社)

くして竜骨のある堅固な安東船を造船した。



亞國紅海に至る。船を志伊治湾に入れ紅毛國に上陸。(略)紅毛國巡脚せる一切の手記は久壽三年、李竹林は届けたり。」

(3) 造船所
「起安倍一族源家仇」(永保之再興など)

「久安己巳(一一四九)年、十三浦・中野里・寶盛に造船場を築きぬ。」
(注) 中野里は津軽鉄道終着駅の津軽中里。寶盛は同駅近くで宝森の名が残る。

十三湖の東岸に位置する尾別・中里は津軽山地の麓、尾別川、中里川、宮野沢川が深い谷を作り、この湾入した地形が造船ドックとなったのだろう。

「安倍一族は、造船の工程を常に固成ならしめたり。世に安東水軍・松浦水軍の威覇知らざるものなかりき。海航欲にして完成さるる安東船ぞ、朝鮮・支那・南蛮・天竺まで航着せし。(奥州風土記全)

ここでは「安東水軍」とあるが、安東一族はあくまで商益を尊んでいた。安倍一族の勇・宗任は貞任の指示に従い「心得て生を捕身の恥を一族共に耐ゆために」生き抜き、安東船の礎を造る手立てを東日流に届け、交易で栄える安東一族を見守っていた。

この安東船が元寇とどのように関わったかは次回に譲ろう。

古田氏の旧説撤回問題(下) 世田谷区 国枝 浩

【会報No.2220の続き】

①が旧説、②が新説にあたる】

五.「次用明亦曰目多利思北(比)孤」の「目」について

おなじみの『新唐書』日本伝で天皇名が列挙されている中の一文である。

① 古田氏は、「目」を「サッカ」と読む。意味は「次官、ナンバーツー」であるとされた。

氏は述べる。用明天皇は「九州に本物の多利思北孤がいてそれに次ぐ人物ではないかと思ひます」と一方で述べる(注1)。この解釈が妥当か否かは後で触れる。

内倉武久氏は古田氏の説を支持して書く。大和政権自ら、「われわれの王はタリシヒコ王朝の家来でありました」と言っているのと解釈せざるをえない(注2)。内倉氏のこの見解は支持できないのだが、ここには内倉氏に賛同できる考え方があつた。日本伝において、「用明目多利思北(比)孤」を含めて天皇名を記している箇所は決して唐の側が自信をもって記述したものではない。内倉氏は天皇の系

列の箇所が「大和政権自ら」語った事項として把握しているからである。これは唐書類の日本(国)伝を読む際の大事な視点であると思われる。日本国伝はほぼ『日本書紀』の路線、ヤマト王権の立場で記されているからである。

(注1) 『古田武彦の古代史百問百答』 V 18 目多利思比(北) 孤について ミネルヴァ 2015 初版第一刷 137頁
(注2) 『大宰府は日本の首都だった』第3章 盗用の史書 ミネルヴァ書房 2000年 130頁

② 別の著作で古田氏は言う。「目多利思比孤」といつているのは、隋書倭国伝の「多利思北孤」のことである。

新唐書日本伝には「誤植」的な誤りが少なくない。「天安(孝安)」、海達(敏達)、「雄古(推古)」の類である。「目多利思比孤」もその類という意味であろう。この著作では「目」が「不要」と解釈されている。するとこの一文の意味は「用明は多利思北孤である」になる。

ところで、この指摘は本文中には現れずに注釈(注17)の中に書かれている(注)。極めて大事な問題であるので、本編の中で論じる必要があるのではないだろうか。後で付け足しとして書かれたものなのか、それと

も自説への自信の有る無しによるものだろうか。

(注) 『九州王朝の歴史学』第四篇七 駿々堂 156頁、ミネルヴァ書房 2013. 3. 20 131頁 にある注の17

「用明目多利思北(比)孤」の「目」についての問題についての私の見解を述べておく。文字改定を行わずに信頼できる原典を解釈する、これが「古田氏の方法」のはずではなかったのか。「目」を無視することは文字の改定に当たるとはならないだろうか。私は氏の方法によって「目」を生かして解釈し、簡単にその結論と根拠とを述べておく。

「目」は「目する、見なす」という意味であり削除する必要はまったくない。用明目多利思北(比)孤が登場する書は『新唐書』日本伝の近畿ヤマトの天皇の系列が並べられているところであり、すべての天皇名が漢風諡号で書かれているので、760年代以降に淡海三船によって創られた名である。すでに「近畿ヤマトの王権の初の中国遣使は咸亨元年である」でも述べたことであるが、この咸亨元年(670年)の時点でヤマトの天皇の系統は出来上がっていないかと思われ。その咸亨元年の時点で、

ヤマト王権の使者は「多利思北孤」とはどういう人物で、そなたたちとどのような関係にあるか」などと唐から質問されたはずである。隋と唐にとつて忘れられない「対等外交路線」を敷いた倭国の王である。同じ列島から来た使者が多利思北孤のことを尋ねられるのは当然である。不意を突かれ、王の系統図も史書類も備わっていないヤマトの使者はうろたえる。およそ一世紀後の760年代以降のある時代になって、ようやく多利思北孤は用明天皇に当たることになり、唐に何らかの形で伝えられたというのが実情ではないか。「多利思北孤は用明だと目します、見なします」と。

さらに「目」を生かして読む場合について付言しておきたい。この原文では用明と目多利思北孤の間に「亦曰」があるため「用明目」||「用明は次官」と読むことはできない。むしろ「目多利思北孤」||「次官は多利思北孤である」という読み方が成り立つてしまう。「目」が「次官」という名詞だとすると、また新たな問題が発生することになる。私は現在のところでは、「目」は「目する」という動詞として理解しておきたい。

「目」は「目する、見なす」という意味であり削除する必要はまったくない。用明目多利思北(比)孤が登場する書は『新唐書』日本伝の近畿ヤマトの天皇の系列が並べられているところであり、すべての天皇名が漢風諡号で書かれているので、760年代以降に淡海三船によって創られた名である。すでに「近畿ヤマトの王権の初の中国遣使は咸亨元年である」でも述べたことであるが、この咸亨元年(670年)の時点でヤマトの天皇の系統は出来上がっていないかと思われ。その咸亨元年の時点で、

六. 推古紀の中国への遣使関係は隋とのものか、唐とのものか

いわゆる『書紀』における十余年のズラシの問題」についてである。

① 推古紀の遣使関係は隋とのものだった。これを古田旧説と呼ぶ。氏は倭国が九州、倭国が推古天皇のヤマト王権という議論をしていた。裴世清も近畿ヤマトを訪問していた(注)。(注) 『失われた九州王朝』 ミネルヴァ書房 第三章 高句麗王碑と倭国の展開 二つの道 2010年第一版 266頁以下

② 推古朝の遣使関係は隋とではなく、唐とのものだった。これを古田新説と呼ぶ。『日本書紀』における「十年余のずらし」、「繰り上げ」を古田氏が指摘したが、この点を簡潔にみておこう。以下に示される頁数は、『古代は輝いていた』III 法隆寺の中の九州王朝』 第三部 第四章 朝日新聞社1985年5月 初版第3刷のものである。

『日本書紀』における「十年余ズラシ」の例が次のA、B、Cである。

A 「呉国」の存在 205頁〜207頁
唐書によると武徳二年から四年(六一九年から六二二年)にかけて唐が内乱状態に陥り、「呉」という国が存在していた。推古紀には、その十

七年(六〇九年)四月に百濟人が「呉」国に遣使したが、呉国での争乱のため入国できず、帰国しようとしたが暴風にあい漂流したため助けを求めてくる記事を書いている。唐初の混乱期に呉国は存在していた。したがって推古紀の記事は十年から十二年のズラシ(繰り上げ)がある。

⑧ 裴世清の肩書 216頁〜218頁
隋書には「文林郎」の肩書を持つ裴世清が、推古紀十六年(六〇八年)八月には「鴻臚寺の掌客」とある。「鴻臚寺の掌客」は裴世清の唐時代の肩書なので、隋時代に対応する推古紀十六年には「鴻臚寺の掌客」は不可能。唐の時代は六一八年からなので、推古紀十六年の記事は十年以上のズラシがある。

◎ 推古紀十六年(六〇八年)八月、煬帝からの国書に「朕、寶(宝)命を受け」たとあるが、「寶命」は初代皇帝に相応しく、第二代の皇帝の煬帝には相応しくない。よって、「寶命」は唐の初代皇帝が622年に用いた言葉なので、ここにもズラシがある。ここでは十四年ほどのズラシである。219頁〜222頁

氏はこれらが『日本書紀』の推古紀において、十年から十年余ズラシしている、ズラシされている、遡らせていると指摘した。

ここから古田氏は推古紀の遣使記事にも上記 ①、②、③と同様の「ズラシ」があったと推理する。その例が次の⑦〜⑩である。

⑦ 推古十五年(六〇七年)七月、大乳小野臣妹子を大唐に遣わす。
⑧ 推古十六年(六〇八年)四月、妹子、裴世清とともに筑紫に帰還。三十艘で迎える。
同年 九月、裴世清帰国、妹子再遣。

⑨ 推古十七年(六〇九年)、妹子など大唐より至る。
⑩ 推古二十二年(六一四年)六月、遣犬上君三田鍬、矢田部造、大唐に遣わす。

⑪ 推古二十三年(六一五年)九月、犬上三田鍬ら大唐より百濟の使いと帰国。

氏は①〜⑩のズラシと同様に『書紀』の⑦〜⑩の記述にも十年強ずらされてきた、遡らされていたと推理し結論づけることになったのである。だから、それぞれの年に十年、ないし十年強ほど(氏によると平均十二年ほど)時代を下らせる(降らせる)と唐の時代(618年以降)の出来事になる、と。これにより推古朝は隋とではなく、唐と遣使関係をむすんでいたという新説が提示された。

ここでは確かに旧説変更の根拠が語られている。しかし、三つだけ氏の

議論の問題点を指摘しておきたい。

一つには、この推理には明らかな無理がある。①〜⑩は、推古朝の遣使記事についてではない。それだけでなく、①〜⑩の時代を十年余下らせるのとそれにあたる事象が中国の史書の中に存在するというのが古田氏の考えであった。しかし、⑦〜⑩はそれにあたる事象は中国の史書に全く存在していない。これは大きな違いである。

二つには、⑦〜⑩の遣使記事に当たる事象がその時代の中国の史書類には無かったということは、『書紀』は虚偽を語った可能性もある。ズラシは嘘の報告である。一度でも嘘をついた書物がそれ以外のところで嘘を語らないという保証はない。私は、中国の史書には存在しないで、『書紀』のみに記述された中国との遣使記事を安易に信用してはならないと考えている。推古朝は唐と遣使関係を行っていたという結論は、推古紀の遣使記事を用いることよってのみ保証される事柄である。『日本書紀』以外にそれを証拠として示すものはない。日本最古の歴史書の強みであるのと同様に、弱みでもある。

三つには、旧説撤回への反省の弁が氏によってなされていないことである。古田氏の愛読者は『失われた九州王朝』の一節を鮮明に覚えている

だろう。裴世清の「道を戒めよ」は、帰国ではなく近畿ヤマトへの新たな旅を示唆するものであったことを(注)。この氏自身の考察に対するけじめがないのは極めて遺憾である。(注)『失われた九州王朝』266〜267頁

ところで、古田氏は近畿ヤマトの王権による遣使記事が唐の史書に記載されていなかった理由については回答を用意していた。中国の史書の列伝に記載されるのは「新興の王者」ではなく、ある地域を「代表する正統の王朝」だけだ、そしてこの時代の正統の王者は九州倭国であったため推古紀の遣使記事は隋書にも唐書類にも記載されていない、と(注)。

(注)『失われた九州王朝』308〜309頁

しかし、この議論は主要王権以外の勢力に対してハードルの上げすぎではないだろうか。卑弥呼の強力なライバルであった狗奴国は主要王権でない。また遣使を中国に送っていたわけでもない。それにもかかわらず、『魏志』に卑弥呼の倭国、邪馬壹国と共に記録されていた。また、毛人の存在も『宋書』だけでなく『旧・新唐書』に記載されていた。さらに蝦夷国は『通典』や『唐会要』に記載されていた。

これに対して推古朝や舒明朝の遣

使記事は、列伝はもとより『通典』にも『唐会要』にも記載がない。匈奴国、毛人、蝦夷国よりも存在感が薄かったということになる。ということは、推古朝は中国と遣使関係を結んでいなかった、したがって遣唐使は送っていないかった可能性が大きいと言えるのではないか。

一般に、中国の史書はその存在を感知した地域、勢力があると、率直に何らかの形で記録を残してきたのではないだろうか。唐書類に限らず中国の史書の「列伝」、東夷・北狄・西戎・南蛮の項を見ると、そこには正統の王者とは見なせない国々、勢力が数多く記載されている。

ヤマト王権（後に日本国として唐書の常連になる）が中国に感知され、記事にされたのは咸亨元年（六七〇年）が初めてであった。咸亨元年はこの意味で、『書紀』の中国との外交史を論じ、その真偽を確認する上での「絶対的な定点」であり、『書紀』の外交史の真偽を確認する上での「試金石」なのである。（注）

（注）以上の議論については、次の拙稿の要約である。拙稿：「近畿ヤマト王権の初の中国遣使は咸亨元年である」 東京古田会会報N.O. 217。また、國枝プログ（常識への懐疑）の「倭国と日本国」（古田武彦記念古代史セミナー2024年、一般講演より）も参照のこと

七、「評」は南朝の制度なのか

① 講演：「壬申の乱の大道」における「評」について

本講演第二項における「郡評論争」と北魏」は意味が不明瞭でかつ不要ではないか、というのが私の感想である。

古田氏の講演「壬申の乱の大道」注は、「郡・評」の問題から始まっている。それが何故なのか。これに私は戸惑う。「郡・評」問題とは、簡単に言えば、『日本書紀』は「郡」一色であるが、それ以前の時代には日本各地で「評」が使用されていた。このことは出土した木簡などから判明した。

ヤマト朝廷が確立し、大宝律令制定以降に「郡」が使われるようになったが、それより古い時代には「評」が使われていた。そしてそのことを『日本書紀』は隠したと古田氏は主張する。氏によると、その理由は「中国の北朝・魏は『郡』を採用していたため、日本書紀は北朝、またその後継の隋や特に唐に『オベンチャラ』を使っていた」、「我々も北朝側と深く関係を持つていました。そんな嘘のアピール」を行ったからだと言った。

ところが、三国時代の魏、つまり魏志の魏は漢民族の王権である。魏は言うまでもなく後漢の武将・高官であ

あった曹操が「禪讓」によって樹立した王権であり、「曹魏」とも呼ばれる。これは当然のことながら漢民族の王権であった。神功皇后紀に記されていた帯方「郡」は『魏志』からの引用であるから漢民族のものであった。しかも、『魏志』の帯方「郡」ばかりでなく、『後漢書』には楽浪「郡」という使用例もあったのである。『後漢書』はもちろん漢民族の王権の史書である。その後、漢民族の王権は（西）晋・南朝に繋がっていく。

「郡県制」であったり「州県制」であったりするが、その郡を北朝系の隋唐も使っていたのである。ヤマトの王権にとつて、郡の使用は何ら、メリットもデメリットもないことになる。ところが驚いたことに、2006年5月に出版された『なかつた』ではこう語られていた。「評督」は中国にはなく、「日本列島独自の称号」、だと述べたのである（注）。ということはどういうことになるのだろうか。南朝系であろうと、北朝系であろうと、中国には「評」は存在していなかった。「評」は中国の文献資料上には存在しないことになる。管見に入らずかもしれないが実際、中国の史書には皆無のようである。

② 中国に「評制度」はなかった

上記①のような主張をするのならば、古田氏は中国の南朝は「郡」ではなく「評」を使っていたことを示さなければいけないはずである。ヤマト朝廷が「評」を使わず「郡」を使ったことが「北朝の唐に対するオベンチャラ」であると語るのであれば当然ではないだろうか。史実として、中国の史書に漢民族の南朝系が「評」を使った形跡はあるのだろうか。しかし郡は、すでに述べたように南朝に引き継がれていく曹魏の『魏志』もさらに紀元前に秦や漢がすでに使っていた制度であった。時代によって

（注）『なかつた』創刊号 ミネルヴァ書房 44頁

中国に存在しない制度や用語を列島人が使って何らかの問題が生ずるのであるのか。「郡」、「評」のいずれを使おうと、中国との間で問題はなさそうである。「オベンチャラ」問題は撤回された方がよかった。氏はここで自己矛盾を起こしてしまっている。氏自身の中で整理しなければいけない問題だったと言える。私たちも整理しなければいけない問題であるだろう。

また、氏によって評督は都督の「下

部単位」にある役職なので、いわば両者はセットであるとも語られているが、中国には「評督が無かった」と氏自身が語ったわけなので、評督が無ければ当然、都督とのセットがでることにもなくなることになる。ここでも、中国にはない「評」、評督を日本が制度として持ったとしても何の問題もないことになる。

八、孝徳紀白雉五年(654年)問題 旧説撤回といふべきか、自己矛盾 と呼ぶべきか

八の一 古田氏の自己矛盾の問題

再び同じ著作内で起こった矛盾である。同じ書物内での矛盾は自己矛盾と呼ばれるべきであろうか。氏の孝徳紀白雉五年(654年)の遣唐使記事である(注)。少し長くなるが引用する。

以て対えず。故に中国焉を疑う」といふ、唐朝側の第一回の判断もまた、生まれたものと思われる。このように、『旧唐書』の記載は、『日本書紀』の記載と密に相呼応し、唐朝との交渉の黎明期を告げている。

(注)『失われた九州王朝』323頁

ここに記された、「唐朝側の第一回の判断」、「唐朝との交渉の黎明期」に注目しよう。ヤマトの王権が初めて唐と接触したのは孝徳紀白雉五年である、「第二回」、「黎明期」という言葉がそれを示している。それ以外の解釈が可能とは思えない。二回目、三回目は黎明期に相応しくない。また、一回目が二回目であったり三回目であるはずがない。地里(理)や国の初めの神の名などを尋ねられるとはまるで初対面の者同士の「自己紹介」レベルの内容であった。

ところが、古田氏は同書の第四章Ⅱ二つの王朝(注)では唐の時代に対応する舒明天皇の時代に高表仁が「近畿大和に向かった」と述べることで、日本国の前身のヤマト王権が唐とすでに交渉を持っていたことを記してしまっていた。唐朝との交渉の黎明期は舒明朝の時代ではなかったのか。これを自己矛盾と呼ぶに何と呼べばよいのだろうか。

(注)同書308頁

八の二 旧説撤回の問題 —異なる書物間の不一致

ところが問題はそれで終わらない。異なる著作間の間で不一致が起こっているのである。旧説は八の一における孝徳朝の遣唐使記事である。これが①になる。もうお分かりと思うが、六、②で述べたように、古田氏はすでに推古朝が「遣隋使、改め遣唐使を送った」という見解を述べていた。こちらを②新説と呼ぶことができるであろう。推古朝の遣唐使が孝徳朝の遣唐使に先立っていた。孝徳朝の遣唐使は「唐朝側の第一回の判断」をもたらしたのではないし、「唐朝との交渉の黎明期」でもないことになってしまふ。これも、一種の旧説撤回と呼べるであろう。推古朝が一回目、舒明朝が二回目になり、孝徳朝の遣唐使は三回目になってしまふ。

もちろん、古田氏は鋭い読みをしていた。孝徳紀の記事が『旧唐書』日本伝から氏によって引用された箇所、それは『新唐書』日本伝の咸亨元年(670年)条に対応しているのだが、それはまさしく日本国の最初の遣唐使記事の投影であったと私も考えている。氏のこの点での指摘は素晴らしいものであった。『書紀』では十六年ズラされてはいるが。

もともとの問題の所在は『日本書紀』に自己矛盾があったことにある。神功皇后紀では魏晋朝との遣使記事が書かれていた。推古朝にも、舒明朝にも中国との遣使記事が記されていた。「自己紹介」はとつくになされていなければならぬはずだ。なぜ今さら、幸徳朝は「自己紹介」をしなればならなかったのか。この『書紀』の自己矛盾こそ古田氏は追及し、またそこから真実の歴史を追究しなければいけなかったであろう。

本論考を終わるにあたって

ある問題について、二つ以上の学説が存在するとすれば、それはまだ説明するべきものとして残されていることになる。今回、私の視点で取り上げた諸問題(それ以外にもあるだろうが)は今後、より精査し解決するべき課題でもある。本稿の終わりはさらなる解明への始まりでもあった。また、「古田氏の説に依拠して議論する」場合には、特に氏の説が二つ以上存在する場合には、たとえ煩雑であったとしても、依拠する説が旧説か新説かを明記し、その根拠も表明されなければならぬことになるだろう。

人、入朝する者、多く自ら矜大、実を

【タブーだった天皇論】

天皇は、日本武尊が「吾是現人神之子也。」と言つてから「現人神」とさされてきた。戦前まで一氏族を天皇家と結びつけることはタブーであった。中国の『魏書』には、北魏の皇帝は鮮卑族出身の拓跋氏だったと記されている。日本国の天皇の出身はどうなのだろうか。日本古代史の根幹にかかわることであると思うのだが、あまり論じられてこなかった。

【天皇の出自は息長氏】

記・紀を注意深く読むと、天皇家と息長氏を結びつける記述が散見されるのである。私は2015年に『百王相統』と「削偽定実」―天武帝は息長氏出自を封印した―という論考をまとめた。2017年には松本昭氏が『天皇家の祖先・息長水依比売を追つて』を出版している。

【「息長」天皇と「息長」皇后】

古事記にも日本書紀にも天皇名には和風諡号が使われている。8世紀後半に撰定された漢風諡号が後に付加されるが、編纂されたころには和風諡号しか存在しなかった。和風諡号に氏族の名前がついた天皇と皇后がそれぞれ一人ずついる。息長足日

広額天皇(舒明天皇)と息長帯比売命(神功皇后)である。有力氏族として名高い物部氏でも蘇我氏でも大伴氏でもなく息長氏である。記・紀における息長氏は目立った存在ではない。氏族としての業績がほとんどないにもかかわらず天皇及び皇后の名前となっているのである。

【「息長」という名の皇后】

息長帯比売命の名前は『古事記』では開化天皇の段で第三皇子日子坐王の系譜の中に初めて登場する。息長帯比売命は日子坐王の曾孫に当たる。開化天皇記は大半が日子坐王の系譜で特異な構成である。何らかの目的で日子坐王系譜を開化天皇記に挿入したと考えることもできそうだ。

息長帯比売命は仲哀天皇の皇后である。息長宿禰王(開化天皇の曾孫)の息女として生まれているので仲哀天皇と結婚した後も実家の「息長」を名乗り続けたことになる。夫婦別姓の先駆者と言える。

【「息長」という名の天皇】

息長足日広額天皇は敏達天皇の皇子彦人大兄の息子である。古事記は推古天皇までを「古事」(前の王朝の時代)としてとらえて記された書である。中国で前の王朝までの歴史を記す慣習があったことに倣ったのであろう。神武天皇から推古天皇までを「前の王朝」とし、舒

明天皇以降を「今の王朝」と意識している。「今の王朝」の最初の天皇が息長足日広額天皇、「息長」という名の天皇とするのが古事記の立場である。

古事記の編纂者は大和朝廷の始祖を息長足日広額天皇と認識していたことになる。息長足日広額天皇はその名の通り息長氏ゆかりの天皇であり、『日本書紀』は二人の皇子(葛城皇子と大海人皇子)が後に天智天皇と天武天皇となつて大和朝廷の礎を築くストーリーを展開している。大和朝廷の天皇の出自は息長氏である。

【彦人大兄とは】

息長足日広額天皇の父親彦人大兄とはどのような人物であろうか。父親は敏達天皇、母親は広姫(息長真手王の息女)である。『日本書紀』によると、広姫は敏達天皇の最初の皇后、彦人大兄と二人の皇女を生んだ後敏達四年に早逝、翌年豊御食炊屋姫尊(後の推古天皇)が立后している。息長家出身の広姫が欽明天皇の皇女よりも先に皇后となつている。

彦人大兄は、日本書紀孝徳天皇紀大化二年三月二十日条では「皇祖大兄」と天皇家の祖先として最高の敬称で記されている。

【皇位継承争いの実態は?】

『日本書紀』によると推古天皇の崩御後、田村皇子と山背大兄の皇位継承争いが勃発している。推古天皇

が両皇子に伝えた言葉の解釈をめぐつて紛糾する群臣たちを蘇我蝦夷と阿倍麻呂が協議して取りまとめをはかる。田村皇子側には大伴鯨連、采女臣摩礼志、高向臣宇摩、中臣連弥氣、難波吉士身刺の名が列挙されている。蘇我蝦夷は田村皇子を支持している。山背大兄側には蘇我蝦夷の叔父境部摩理勢臣(馬子の弟)を中心に、許勢臣大麻呂、佐伯連東人、紀臣塩手の名が挙がる。この後継争いは田村皇子側の筆頭が蘇我蝦夷、山背大兄側は境部摩理勢、最終的には蘇我蝦夷の判断で田村皇子が後継者に決まり、最後まで反抗した境部摩理勢一族は滅亡に追い込まれている。

『日本書紀』には前述のように、推古天皇の後継者争いとして描かれているが、実態は蘇我宗本家の跡目争いだろう。馬子逝去後の蝦夷と摩理勢の跡目相統説話を、『日本書紀』が推古天皇崩御後の後継説話にすり替えたのではなからうか。何故なら争いに加わった氏族の中に、田村皇子側にいるはずの息長氏が全く登場していない。蘇我氏が支配する王朝と息長氏を中心とする王朝が並立しており、二つの王朝の勢力関係の逆転を舒明紀のこの説話と皇極紀に描かれた劇的な乙巳の変の説話で語っているのではないかと考えるとスジが通ると思うがいかがだろうか。

蝦夷国「会津高寺」への仏教伝来

京都市 古賀達也

一、菊地栄吾氏からのメール

『古田史学会報』一七三号で発表された拙稿「蝦夷国への仏教東流伝承」―羽黒山「勝照四年」棟札の証言―（注①）を読まれた菊地栄吾氏（古田史学の会・仙台）から、東北地方への仏教伝来を記した和田家文書紹介のメールが届いた。二〇二二年の年末のことだ。同メールを要約転載する。

「古賀達也様

論文「蝦夷国への仏教東流伝承」拝見しました。これに関連する報告を、「和田家文書」研究会で小生の提案により、安彦さんが報告しております。

その概要は、「和田家文書」コレクション「奥州隠史大要」に「奥州佛法之事」に会津の「高寺」のことがあり、五十九年に最初の寺が造られていることが記されている。会津では「高寺山遺跡」が発掘されている。「と言うものです。

コレクションもアクセスできます。羽黒山の事も記されておりますので参考にして下さい。

菊地栄吾」

紹介いただいた和田家文書コレクションの「奥州佛法之事」（注②）を転載する。六世紀の東北地方（蝦夷国領域）への複数の仏教伝来が記されており、興味深いものだ。

「奥州佛法之事

欽明天皇元年、梁僧青巖、来奥州會津蜷川根岸邑、高寺建立。在佛弟子稱惠隆、梁惠志之師弟也。梁國號天監己亥年、高寺□惠隆寺三十六坊也。

寛永六年九月一日 龍斎

奥州に佛法の傳來せるは、倭國より先代なり。梁僧・青巖坊が越州加志波浜に漂着し、人住多き會津に至り、持佛像薬師如来を草堂に安置し、日本將軍安倍國治に歸化を請ふて、高寺を建立せり。倭にては十二年後、百濟の聖明王が阿弥陀佛を献ぜし前にして、梁國直通に渡れり。

安倍國治、荒霸吐王の南王たれば、是を入れたるも、吾が國に馴信なるは三十年後にして、惠隆坊が是を衆生に化渡を得たり。

此の時より、和賀の極樂寺、衣川の佛頂寺、閉伊の淨法寺及び西法寺、東日流の大光寺及び三世寺、中山大光院、秋田の日積寺及び山王寺、出羽の羽黒三山寺、相繼ぎぬ。

倭僧圓仁や行基、葛城行者役小角来るは、此の古寺に求道せし故なる

と曰ふなり。

寛政六年八月五日 秋田孝季」

二、高寺惠隆寺への仏教伝来伝承

和田家文書コレクション『奥州隠史大要一』に収録された「奥州佛法之事」には、六〜七世紀頃の蝦夷国領域への仏教伝来記事がある。その中で、わたしが注目したのが次の福島県会津の高寺だ。

「欽明天皇元年、梁僧青巖、来奥州會津蜷川根岸邑、高寺建立。」

欽明天皇元年は西暦五四〇年で、九州年号の僧聽五年に相当する。これが史実であれば近畿天皇家の受容（「仏法の初め」『日本書紀』敏達十三年条、五八四年）よりも早く、わたしも研究を続けていた（注③）。同伝承の最古の出典を調査中だが、『会津温故拾要抄』（宮城三平著、明治二二年）に次の記事が見える。

「高寺惠隆寺千手觀音緣起

一 茲二奥州大會津郡「今、川沼ト云」蜷河莊「今、稲川ト云」根岸村ト「今、宇内ト云」山「上草庵結」昔、高寺、今、惠隆寺」。人皇三十代欽明天皇即位元年庚申、唐梁國青岩ト云僧結庵。其頃日本ニテ寺ト云事ヲ不

知、唯高處有故名高寺。自是百二十餘年過、人皇三十八代齊明天皇四年戊午、性空上人弟子蓮空上人、爰來、舊庵改大伽藍草創、號石塔山惠隆寺。本尊觀音像（後略）」（注④）四五四〜四五五頁。※「」内は割注。句読点は古賀による。

『会津温故拾要抄』に掲載された「高寺惠隆寺千手觀音緣起」の出典は未調査だが、和田家文書「奥州佛法之事」と同内容が伝えられており、中国の梁から来た僧、青岩による高寺建立は、会津地方では古くから知られてきた伝承のようだ。

一つ不思議に思うのが、この伝承内容が九州王朝（倭国）時代のことであるにもかかわらず、そこに九州年号が使用されていないことである。拙稿「蝦夷国への仏教東流伝承」で紹介した羽黒山への仏教伝来伝承では九州年号「勝照四年」（五八八年）のことと伝えており、同様に高寺への伝来記事も「欽明天皇元年」だけではなく、「僧聽五年」と九州年号もあつてほしいところだが、管見では高寺伝承に「僧聽五年」は見えない。

三、会津地方の九州年号史料

全国的な九州年号調査が古田学派研究者により続けられてきたが、東

北地方では福島県での九州年号史料の存在が際立っていた。管見でも次の九州年号史料と記事が知られている(注⑤)。

【喜楽(貴楽)】『會津舊事雜考(一六七二年)』福島県河沼郡会津坂下町惠隆寺

「邑山上且有塚昔經納經藏云或為喜樂元年 欽明天皇十二年壬申」

【喜楽(貴楽)】『新編會津風土記(一八〇六年)』福島県大沼郡会津高田町伊佐須美神社

「欽明帝 喜樂元年壬申 此地に遷祭れりと云」

「年代記掛幅：其中に 喜樂、弥勒 など云」

【喜楽(貴楽)】『伊佐須美神社編年史(一九〇〇年)』須美神社年代記(一五二〇年) 福島県大沼郡会津高田町伊佐須美神社

「欽明天皇 喜樂元年 御宇十三年壬申也此時未建年号 所伝当社之古年代記載此年号故隨記」

「欽明天皇 喜樂元年 同郡天降高田邑給也」

【喜楽(貴楽)】『會津鑑(一七八一年)』須美神社年代記(一五二〇年) 須美神社年代記(一五二〇年)

「伊佐須美記曰欽明天皇御宇 喜樂元年也」

「欽明天皇三十代元年或作 喜樂元年」

【喜楽(貴楽)】『會津四家合考』須美神社年代記(一五二〇年)

「欽明天皇 喜樂元年丙申」

【法清】『伊佐須美神社年代記(一五二〇年)』福島県大沼郡会津高田町伊佐須美神社

「欽明天皇 法清元年 御宇十五年也隨宮古年代記」

【藏和】『伊佐須美神社編年史(一九〇〇年)』伊佐須美神社年代記(一五二〇年) 福島県大沼郡 伊佐須美神社

「欽明天皇 藏和元年 御宇二十一年也隨古年代記」

【勝照】『黒沼大明神縁起異本』福島県福島市森合 信夫山 信夫山黒沼神社

「崇峻天皇ノ御時 勝照三年 石比賣皇后ヲ黒沼大明神トシテ祭ル」

【端正(端政)】『信達二郡村誌(一九七七年)』黒沼大明神縁起 福島県福島市森合 信夫山

「崇峻天皇御時 端正二庚戌年 六月十五日黒沼大明神ト申」

【端正(端政)】『信夫山(一九二七年)』羽黒神社縁起異本 福島県福島市森合 信夫山

「崇峻天皇三年 端正：羽黒山大権現ト申奉」

【端正(端政)】『信達二郡村誌(一九七七年)』黒沼大明神縁起 福島県福島市森合 信夫山

「崇峻天皇御時 端正二庚戌年 六月十五日黒沼大明神ト申」

【端正(端政)】『信達二郡村誌(一九七七年)』黒沼大明神縁起 福島県福島市森合 信夫山

「崇峻天皇御時 端正二庚戌年 六月十五日黒沼大明神ト申」

【端正(端政)】『信夫山(一九二七年)』羽黒神社縁起異本 福島県福島市森合 信夫山

「崇峻天皇三年 端正：羽黒山大権現ト申奉」

【貴楽・僧用(僧要)】『伊佐須美神社編年史(一九〇〇年)』伊佐須美神社年代記 福島県大沼郡会津高田町

「掛幅：大事ヲ記ス其中ニ 貴楽、僧用 ナトノ年号有リ」

【命長】『會津正統記(一六八八年)』本朝之大祖之卷 福島県会津

「(役小角)七歳時 命長元年庚子 母寂時」

【白雉】『會津鑑(一七八一年)』會津正統記(一六八八年) 飯豊山開基縁起 福島県耶麻都飯豊山

「孝徳天皇 白雉三年壬子 右神靈出現有」

【白雉】『會津正統記(一六八八年)』本朝之大祖

「孝徳天皇 白雉三年壬子 小角十九歳」

【白雉】『會津正統記(一六八八年)』金塔山惠隆寺縁起 福島県河沼郡会津坂下町 勝常寺

「齊明天皇 白雉九年戊午 性空上人弟子」

【白雉】『石都々古和氣神社由緒記(一八九五年写本)』福島県石川郡石

川町

「孝徳帝 白雉年中 中臣鋼子：当社に詣」

【白鳳】『會津正統記(一六八八年)』赤城大明神縁起 法光院地蔵菩薩縁起 福島県会津若松市

「行基親王天智御宇 白鳳八年戊辰 誕生九歳時 白鳳一六年丙子 二月

：則號行基興照菩薩 白鳳一八年戊寅：都尊來行基親王申 白鳳十年庚午 御誕生」

【白鳳】『會津正統記(一六八八年)』龍造寺薬師如米縁起 福島県河沼郡 龍造寺

「天武天皇 白鳳一四年甲戌 義円僧正白智鳳法師伝授法」

【白鳳】『會津鑑(一七八一年)』金光山薬師寺縁起 福島県会津

「白鳳一八年寅 天竺三国より興照菩薩來朝」

【大化】『全国神社名鑑(一九七七年)』白和瀬神社社伝 福島県福島市大笹生折戸

「大化元年 鳥帽子嶽に鎮座」

【大化】『棚倉沿革私考(一九八七年)』福島県東白川郡棚倉町

「孝徳帝 大化二年丙午 国造を廢し」

一見してわかるように、会津地方

に分布が集中しており、同地域で成立した地誌・縁起類(注⑥)が九州年号を採録している。おそらく、九州年号が古代に実用されていたと編者たちは理解していたようだが、それが近畿天皇家以外の王朝によるものと認識はうかがえない。

他方、同じ会津地方にある高寺(惠隆寺)の創建伝承(注⑦)には「欽明天皇即位元年庚申(五四〇年)」とあるだけで、九州年号(僧聴五年に当たる)が使用されていない理由は不明。後代の地誌・縁起編纂時において、九州年号が忌避され(注⑧)、意図的に削除されたとも考えにくく、不思議な史料状況である。「令和六年(二〇二四)十二月十二日改稿筆了」

(注)

①古賀達也「蝦夷国への仏教東流伝承―羽黒山「勝照四年」棟札の証言―」『古田史学会報』一七三号、二〇二二年。
②和田家文書コレクション「奥州佛法之事」。
http://wadakemonjo.seisaku.bz/ou-shu_inshi_taiyou.html

③北篤『謎の高寺文化 古代東北を推理する』(一九七八年)は、高寺への仏教伝来を「欽明天皇の元年(五四〇)のこと」と記録に出ている。梁国の僧で、青髻という人物である。『奥

州会津蜷川荘の根岸村に來たりて』と続いている。「二一九頁」を紹介する。④国会図書館デジタルコレクション『会津温故拾要抄 四、五』による。⑤「古田史学の会」HP『新・古代学の扉』「九州年号総覧」による。

⑥『伊佐須美神社年代記(一五二〇年)』『會津舊事雜考(一六七二年)』『會津正統記(一六八八年)』『會津鑑(一七八一年)』『新編會津風土記(一八〇六年)』『會津温故拾要抄(一八八九年)』『棚倉沿革私考(一九八七年)』『伊佐須美神社編年史(一九〇〇年)』。

⑦国会図書館デジタルコレクション『會津温故拾要抄 四、五』(四五四〜四五五頁)に次の記事が見える。
「高寺惠隆寺千手觀音緣起」

一 茲、奥州大會津郡(今、川沼三云)蜷河莊(今、稻川三云)根岸村(今、宇内三云)山(上草庵結(晋、高寺、今、惠隆寺)。人皇二十代欽明天皇即位元年庚申、唐梁國青岩(云僧結庵。其頃日本(寺)云事)不知、唯高處有故名高寺。自是百二十餘年過、人皇二十八代齊明天皇四年戊午、性空上人弟子蓮空上人、爰來、舊庵改大伽藍葺創、號石塔山惠隆寺。本尊觀音像(後略)※「」内は割注。句読点は古賀による。

⑧九州年号僧侶偽作説に立つ貝原益軒は、筑前の地誌や縁起から九州年

号を意図的に削除したと思われる。『九州年号』の研究』(ミネルヴァ書房、二〇二二年)の拙稿『九州年号』真偽論の系譜を参照されたい。

本歌取りならぬ本句取り
八尾市 服部静尚

先日、TVで林修氏と米津玄師氏の対談を見て膝をたいたのですが、

米津氏が作詞作曲した「さよーならまたいつか!」の二番「しぐるるやしぐるる町へ歩み入る」は、種田山頭火の句「しぐるるやしぐるる山へ歩み入る」の本歌取りを意識したそうです。「山」を「町」に入れ替えて、都会の中での孤独・厳しさを深く呼びおこす詩であったことを認識しました。本歌取りを「盗古歌」「盗用」と言って嫌う方もおられますが、そのように断定してしまふと、このようにより深い解釈を放棄してしまうことになります。

歌ではないのですが、『日本書紀』などで編纂過程において、多くの漢籍由来の辞句が用いられています。専門家はこれを潤色と言います。あるいは盗用と言って切り捨てる方が多いようです。

漢籍などから書名を明記せずに引

用がなされている。一読では気がつかないように、そつと無断引用がなされている。それは文章の修辭として用いられるのみならず、記事の本体自体が先行する文献の文章の借用あるいは変形転用である場合が少なからずある。そうになると、その記事は歴史的実事を伝えるものとはみなせず、先行文献の文章を加工して創作されたものということになるという具合です。

ところが、著者がなぜこの句を引用したのかと検討すると、与えられる情報量が格段に増えてきます。私は、そこには著者の意図が隠されていて、これをくみ取ることが必要だと考えています。本歌取りならぬ本句取りと言いましよう。以下に本句取りで解釈を深め得る例を示します。

一、欽明紀の仏教公伝記事

欽明十三年(五五二)に百濟王が經典を伝えた記事は、多くの部分を七〇三年に義浄が漢訳した『金光明最勝王經』寿量品・四天王護國品から用いています。

『日本書紀』「是法、於諸法中最為殊勝、難解難入、周公・孔子尚不能知。此法、能生無量無辺福德果報、乃至成弁無上菩薩。如人懷隨意宝、逐

所須用盡依情、此妙法宝亦復然、祈願依情無所乏。

『金光明最勝王經』「壽量品」於諸經中最為殊勝、難解難入、聲聞・獨覺所不能知。此經、能生無量無辺福德果報、乃至成弁無上菩薩。「四天王護國品」如入室有妙宝篋、隨所受用悉從心最勝経王亦復然、福德隨心無所乏。

經典のこの部分の意味は、「この金光明最勝王経は諸々の仏教經典の中で最も優れていて、理解するのに声聞・獨覺でさえ難しい。この經典は無限の幸福をもたらし、無上の菩提に導く。人が如意宝珠を用いて思い通りにするが如く、この經典が何事も成就させる。」ということです。『日本書紀』では、経を法に置き換え、声聞・獨覺を周公・孔子に置き換えて、仏教が儒教などの他の法より優れているとします。そして『金光明最勝王経』を受持恭敬供養する国と人民を四天王が護り、弁天が福德を与え、吉祥天が財物を与え、地神が豊作にするなどの現世利益があるという所を、仏教全体の話にします。

妻子を捨てて国を捨てたお釈迦さんのの教えですから、本来現世利益を語る經典はほとんどありません。その意味では『金光明最勝王経』を意図的に用いているのです。

仏教を初めて受け入れてもらうに

は相応しいし、おそらくこのようにして伝わったのでしよう。ただこの時代には当然『金光明最勝王経』はできていません。四二一年に曇無讖が漢訳した『金光明経』であったと考えられます。

二、武烈紀の悪行非道記事

武烈二年(五〇〇)九月、さらに武烈八年三月にみえる武烈天皇の悪行・非道記事は、梁の『華林遍略』または、北齊の『修文殿御覽』を引用したと考えられる『太平御覽』から用いられています。

『日本書紀』二年九月、①刳孕婦之腹而觀其胎。②八年三月、以盛禽獸。③而好田獵、走狗試馬。出入不時、不避大風甚雨。④衣温而忘百姓之寒、食美而忘天下之飢。⑤大進侏儒、倡優、爲爛漫之樂、設奇偉之戲、縱靡々之聲、日夜常與宮人沈湎于酒、⑥以錦繡爲席。衣以綾紈者衆。

『太平御覽』帝(紂)王世紀曰①孕婦之腹而觀其胎。帝桀淫虐有才力④大進侏儒、倡優、爲爛漫之樂、設奇偉之戲、縱靡靡之聲、日夜與妹喜及宮女飲酒。王孫書曰③衣温而忘百姓之寒、食美而忘天下之飢。

六韜曰②喜田獵、走狗試馬。出入不時、不避大風甚雨。太公六韜曰、夏

桀殷紂之時、⑤婦人錦繡文綺之坐席、衣以綾紈者三百人。

このように『日本書紀』は古代中国の暴君、夏の帝桀と殷の帝紂をモデルにして、武烈天皇の悪行非道を述べています。それだけでしょうか。夏の帝桀はその暴君故に、殷を建国した商湯に討伐されます。殷の帝紂はこの放蕩・暴政故に、周の武王によって滅ぼされた、いずれも名だたる王朝最後の帝の悪行非道記事を引用されているのです。読者には、少なくとも私には、武烈天皇もまた王朝最後の王であったのだと『日本書紀』は匂わしているように見えます。

この武烈天皇の悪行非道記事は、この後継体天皇が引き継いだ近畿天皇家では無く、九州王朝の王ではないかと考えたわけですが。実は九州年号を現代に伝える『二中歴』の善記(五二二〜五二五年)細注に「善記以前武烈即位」とあるので、五二二年以前に武烈王が即位していたということです。私は『多元』No.一八五、二〇二五年で、磐井の乱は九州王朝内で起きた倭(やま)王家から天(あま)王家への倭王家交代劇だったとした。『古事記』によると、乱は継体天皇の御世に起こったとあるので、

継体天皇崩御(丁未の年・五二七年)以前に起きています。『日本書紀』で

は五三一年もしくは五三四年に継体崩御で、乱は五二七年〜五二八年に起きたことになっています。そうすると、筑紫君磐井Ⅱ九州王朝倭王家最後の王Ⅱ武烈王と見ても矛盾しないのです。

三、磐井の乱は南征だった

これは『古田史学云報』No.一五九、二〇二〇年で発表したものです。磐井の乱平定のための継体天皇による物部麁鹿火派遣記事には、『芸文類聚』「戦伐」よりの引用が六カ所見えます。「戦伐」には合計九十七件の名句が掲載され、概ね出征の方角が判るものがあります。東征九件、西征九件、南征二十二件、北征二十二件ですが、ここで引用された六カ所全てが南征でした。確率的に見て磐井の乱は南征だったこととなります。この考察結果は二項の見方とも合致します。

四、近畿天皇家が初めて制定した「大宝律令」は概ね九州王朝の律令に準じていた

ここからは、『続日本紀』の例です。「大宝律令」制定の経緯は『旧唐書』や『唐会要』が示す「武徳律令」制定の経緯記事を引用しています。普通に理解すれば、①「大宝律令」に先立

つ律令があった。②「大宝律令」はその先立つ律令になぞらえて作られた。③先立つ律令は「飛鳥浄御原律令」であるとなります。

『続日本紀』大宝元年、遣三品刑部親王等撰定律令於是始成。大略以浄御原朝廷為准正。

『旧唐書』撰定律令大略以開皇為准。惟正五十三條格入於新律餘無所改。『唐会要』(六二四年、武德律令)大略以開皇為准 正五十三條

『旧唐書』・『唐会要』ともに十世紀以降の成立ですが、八世紀初頭までには我が国にも「武德律令」の成立事情が伝わっていたのでしよう。それを前提に考察します。この唐王朝が初めて制定した「武德律令」は、評判の悪かった隋の煬帝の「大業律令」を止めて、隋の楊堅の時の「開皇律令」に准じて、ただ五十三条のみ格として改訂して、臣下・民衆を安心させたものだったという記事です。これを大宝律令の制定記事にわざわざ引用した理由は何でしょうか。「武德律令」制定が意味するところ、唐の高祖李淵が、その昔信任を得ていた隋の文帝楊堅に倣って、その律令を復活させたと私には思えるのです。前王朝の時代である浄御原朝廷の律令とほぼ同じ内容のものを、九州王朝から

禪譲を受けた近畿天皇家の文武天皇が新たに制定したという、同様の意味合いで、文武天皇の「大宝律令」制定にあるのではないかと考えるのです。

古代史コラム No. 2

「海原」考―常識の作られ方―

世田谷区 國枝 浩

はじめに

古田武彦氏の『古代史の十字路口』第三章(豊後なる「天の香久山」の歌)は、私にとつて特に印象深いものであった。特に次の言葉である。「歌の前書きは後代の作であり第二次史料に過ぎない。歌そのものが第一次史料である。」

そこで取り上げられている歌が、万葉第一巻第二歌の天の香久山(香山)歌である。この歌の前書きには舒明天皇の歌と記されていた。したがって、通説的にはこの歌にある山常、人間跡という語を「ヤマトⅡ大和」と読むが、それは可能か。大和で詠われた歌ならば、この歌の天の香久山はヤマトの盆地にあるあの香久山なのだろう、となるが果たしてそうなのか。つまり、歌の前書きと歌そのもの、そして現実の香久山とその周辺の光景、これらは本当に適合しているのだろうか。

古田氏は次の点を特に疑った。この歌は舒明歌ではない。作歌場所はヤマトではない。奈良盆地の天の香久山は「多くの山の中でも一番ととのっている・必要なものを取り揃えている」山とはいえない。天の香久山は煙立龍(たちたつ)場所であり、鷗が「立多都(たちたつ)」「海原」の近くでなければならぬ。

ここから古田氏は次のように結論付けた。大分県にある鶴見岳が「あまのかぐ山」に相応しい、と。「天の」は豊後(大分県)の古名が海部、安萬(あま)、さらに神楽女湖(かぐらめ)が近くにある。鶴見岳には火男火女神社(ほのおほのめ)があり、その祭神には火の迦具土命(ほのかぐつちのみこと)がいる。氏のこの文章に魅かれて、私は大和盆地の「香久山」と大分の鶴見岳へと旅することになった。この点についての詳細は、すでに「短歌から日本古代史を考える」(私のブログ・常識への懐疑)で論じている。

今回の議論は「海原」についてさらに掘り下げてみようという試みである。「大和の香久山」周辺に海は無い。なぜ「海原」と海とは無縁の山、というより丘とが結び付けられてしまっ

たのか、という問題に焦点を当ててみた。

とはいえ、ここではまだ一種の予備調査のような段階、あるいは中間報告といったものでしかない。今後さらに突き詰めていく予定である。参考資料として、表Ⅰ・表Ⅱを添えてある。

一、鎌倉時代の『万葉集註釈』

鎌倉時代の僧、仙覚が万葉歌解説者として最古の人物のようだ。しかし、私の調べが及んだ範囲では仙覚は万葉第二歌について論じた形跡はない。したがって、海原についての仙覚の見解を調べることを断念する。ご存じの方にはお知らせいただければと願う次第である。

二、江戸期の万葉集の解説を見る

私が調べた限りでは、国学派の中に第二歌の「海原」が海だけでなく、池や湖を含める解釈が表れている。賀茂真淵が、『万葉考』の第二歌解釈で「池も海と言ふ」と述べ、埴安の池を海に見立てたと記す。

これに対して同じ国学派でも本居宣長は第二歌については、「海」には触れていない。宣長は真淵の『万葉考』を参考にしながら弟子たちの質問に

回答しているにもかかわらず。

さらに、宣長の後継者である富士谷御杖は、『万葉集叢書』において、香久山から大阪(坂)湾の海が見える」と以下のように主張する。古来、香久山から海は見えないという説はあるが、「なにはのかたなどはみゆるなるべし」と断言している。また私は確認できていないのだが、契沖も大阪湾が見えると解釈していたようで、後で触れるように「海は見えない」と契沖の説は批判されている。

江戸時代に「海原」を「池や湖」と解釈したのは賀茂真淵、海が見えたと主張したのが契沖、富士谷御杖であつたようだ。

もちろん奈良盆地の香具山から難波の海は見えない。契沖と御杖は見えないものを想像力で見えたと主張したのだろうか。だが、この二人は暗黙裡に主張している。海原は「池ではない」と。

三、現在の万葉歌解説書

(一) 埴安、磐余の池などを海に見立てる見解 これは賀茂真淵の流れといえるであろう。佐竹昭広他『岩波文庫』万葉集(一)、『澤瀉久孝』万葉集新注』など。武田裕吉『万葉集全注釋』改造社。少し古いが、明治三十一年藤原雅澄撰『万葉集古義』宮内省御原本

などがこれにあたる。

藤原真澄は「海は見えない」と契沖の説を否定している。

(二) 海原については、香具山からは海は見えないが、作歌者・舒明天皇の抽象力によつて水と陸の広がりを実現する、中西進は『万葉集』講談社文庫で言う。舒明天皇の抽象力は素晴らしかつたのであろう。大胆な推測である。

(三) 上野誠『万葉集講義』中公新書は、例えば天皇の構想力によつて、国土の繁栄を願う気持ち、例えば海における豊漁への願いが詠われたものと解釈している。

その他、現在の万葉集解説本はその大部分が、ヤマトの香具山周辺にあつたとされる埴安の池、あるいは磐余の池などが海に見立てられたと述べている。

中には万葉歌二六六、淡海(近江)の海(琵琶湖)夕波千鳥・・から、淡水も「海」と考えられていたなどという「解説」もある。

たしかに、琵琶湖は海にたとえられる可能性はあるだろう。しかし、池を海にたとえる詩心を私は持ち合わせていない。また、琵琶湖が淡水だから、淡水の池も海原の仲間入りをさせてもよいだろう、という推理がさ

れたのだろうか。誤った推理ではないだろうか。

四、閲覧できた範囲での古語辞典で気づくこと

万葉歌の解釈・解説をひとまず置いて、古語辞典に目を転じよう。表Iに記載した。

(一) 1929年〜1963年まで池、湖は無い。

(二) 1963年に「池」が初めて登場。その後、すべての古語辞典に「池ないし湖」が載る。

(三) 最近になって知ることになった辞典がある。三省堂から1967年に出版された『時代別国語大辞典』の「上代」編と「室町時代」編である。両辞典とも古語辞典に参入した。例えば上代の語彙の意味を、上代のものを典拠にする「現代語辞典」は、私たちがから見れば古語辞典になるからである。これらの辞典には、海原が池や湖という意味は載せていない。

「上代」編は万葉第二歌を出典に挙げながらも、意味は「広々とした海」と記載されている。「室町時代」編では「海原」は「はるかに遠くまで広がっている海面」とある。万葉の時代ではないのだから、当然のことながら

万葉歌は出典にはなっていない。「現代語」辞典であるならば、このような姿勢で辞書作りに臨む必要があるだろう。

(四) 澤瀉久孝については不思議なことがある。1955年の自著、『万葉集新注』(白楊社)では「海原は埴安の池を海に見立てたもの」と解釈されている。ところが、上記(三)で紹介した自身が編者代表になっている1967年出版の『時代別国語大辞典』の「上代編」では「海原」は「広々とした海」と記載されている。「池、湖」は無い。どのように理解すればよいのだろうか

編集会議の様子でもわかれば有難いのだが。まさか、編集者の多数が「海原の項に「池や湖を記載することに反対した」という事情があつたのではないであろうが。指摘するにとどめておく。

五、閲覧できた範囲での国語辞典で気づくこと

表IIに記載した。

(一) 1891年(明治二四年)(1847〜1928)、大槻文彦による『言海』が日本最古の国語辞典とされている。ただし、私が閲覧できたのは大槻の1891年の初版本ではな

く、1932年版以降のものである。しかし、初版本も二版以降と違いはないと考えられる。

以下、その点についての私の推測である。大槻文彦編集の1932年版、1992年版が共に「池・湖」を載せていない。大槻文彦は1928年に亡くなっている。ということは、1932年版、1992年版には大槻は関わっていない。しかし、編纂者名は大槻文彦であった。ということから、1891年の初版にも「池・湖」は載せられていなかったであろう。また、1956年の大槻による『新版大言海』も『言海』と同様の記載内容であった。

(一) 新村出による『辞苑』(1935年)、『広辞苑』の初版(1955年)には「池・湖」は無い。

『広辞苑』第二版(1969年)に「池・湖にもいう」とある。これが国語辞典に「池・湖」が載る最初であった。

新村出は1967年に亡くなるが、『広辞苑』第二版には関わられた可能性はある。初版と第二版の間ほどのような経緯があったのだろうか。古語辞典で「池・湖」が載るようになったからであろうか。当然、第二版から始まり第七版(2018年)まで「池・湖」が『広辞苑』に載る。

(二) 国立国会図書館で『広辞苑』第二版の「海原」の用例を「全文検索」で調べた。十一の例があった。

それは次の項目である。①「あおうなばら」、②「いさる〔漁る〕」、③「うきね〔浮寝〕」、④「うのはら〔海原〕」、⑤「おおなばら」、⑥「そうえい〔滄瀛〕」、⑦「そうかい〔滄海・蒼海〕」、⑧「そうめい〔滄溟〕」、⑨、「へきかい〔碧海〕」、⑩「めいかい〔冥海〕」、⑪「わたのはら〔海の原〕」

②、③を除けばすべて大海、青海などを指すことが分かる。

②「いさる」は魚介類の漁を意味する。やはり海にかかわる。

③は、「船の上で寝る」ことを意味する万葉歌がある。第巻十五第三三九歌、「奈美能宇倍尔 宇伎祢世之欲比 安杼毛倍香 許己呂我奈之久 伊米尔美要都流(波の上に浮き寝せし宵あど思へか心悲しく夢に見えつる)」。

この歌は朝鮮半島に向かう船が瀬戸内海を航行中に詠まれた歌といわれる。新村出の「海原」のすべての使用例は、文字通りの「海」であった。「海原」の項だけに「池・湖」が記載されているのを除けば。

(四) 国語辞典で海原に「池・湖の意味がある」と載せる辞書は、新村出の『広辞苑』二版以降と中野博が編纂

者に名を連ねる辞書に限られる。以上、表Ⅱに記載。

六、出典に注目

(一) 海原の項に「池・湖」を載せる辞書は、ほとんどは出典に万葉集第一巻第二歌を挙げている。「ヤマトにはムラヤマあれどトリヨロフ天香久山・・・海原は鷗タチタツ・・・」

しかし、新村出『広辞苑』の第二版以降には不思議なことがある。海原が「池・湖」を意味すると述べているにもかかわらず、第二歌は典拠として挙げられていない。そして、文字通りの「海」を示す巻五第八七四歌、「松浦佐用姫」歌が挙げられている。

宇奈波良(海原)の沖行く船を帰れとか領巾(ひれ)振らしけむ松浦佐用姫

この万葉歌は、松浦佐用姫が夫の大伴狭手彦が任那復興のために朝鮮半島に向かう船に向かつて、「行かないでほしい」という思いで手を振るとききの歌とされる。したがって、これは明らかに池の歌ではない。海外に向かうのだから湖でもなく、「海」に関わる歌ということも明らかだ。「沖」

もまた広々とした海が眼前に広がっている光景である。佐用姫歌は海の典拠にはなりえても、「池・湖」の典

拠にはなりえない。新村出は、万葉第二歌を「海」の歌だと認定することを憚ったのではないだろうか。

それではなぜ、新村は海原の意味に「池・湖」を含めたのだろうか。謎である。謎ではあるが、その後の幾多の辞書編纂に与えた影響の大きさ、そして海原には「池・湖」もあるという常識形成に果たした影響は計り知れなく大きい。このことは謎ではない。

(二) 逆に、「海原」が「広い海」である、そして「池・湖」を載せない国語辞典は、第二歌は挙げていない。当然であろう。また、中には第五巻第八七四の佐用姫歌を典拠としているものがある。

(三) したがって、この八七四歌を典拠にして海原は海、しかも大海とすることはあるだろう。1928年富山房『修訂大日本国語辞典』、1928年富山房『大言海』がその例である。

ただし、現代語の辞典に古代の万葉歌の「用例」を載せてよいのかという問題は残る。

(四) 国語辞典で「海原」に「池や湖の広い水面」の意味を載せ、万葉第二

表Ⅰ 海原 古語辞典

年度	出版社	書名	編者	意味1	意味2	典拠・歌
1929	刀江書院	日本古語大辞典	松岡静雄 最古の古語辞典	語義は「海原」であろう		第十四卷三四九八歌
1951	蒼明社	古語辞典	江原熙	廣々とした海		無し
1962	旺文社	古語辞典増補版	守随憲治、今泉忠義	広い海		無し
1963	旺文社	古語辞典	鳥居正博	広い海		無し 私が高校の時に使用
1963	小学館	古語大辞典初版	中田祝夫、和田利政、北原保雄	広い海 万葉五松浦佐用姫	広い池	万二歌、松浦佐用姫
1967	三省堂	時代別国語大辞典 上代編	澤瀉久孝他	広々とした海	注目：池、湖が無い	万二歌
1967	三省堂	時代別国語大辞典室町時代編	土井忠生他	はるかに遠くまで広がっている海面		万葉五、松浦佐用姫
1974	岩波	古語辞典初版	大野晋、佐竹昭広、前田金五郎	としひろびろとした海	また、池についてもいう	第一巻二歌
1979	講談社	学術文庫	佐伯梅友	広々とした海 万八七四	広い池の面 万二	万葉五、松浦佐用姫
1987	学研	新古語辞典	市古貞次	広々とした海	また、湖・池	第一巻二歌
1998	大修館書店	古語林	林巨樹、安藤千鶴子	広大な海	広い湖や池などにもいう	万葉巻十五
1998	小学館	全訳古語例解辞典	北原保雄	広々とした湖や海	湖	無し
2004	小学館	全文全訳古語辞典	北原保雄	広々とした湖や海	湖	無し
2010	旺文社	古語辞典 初版1960	村松明、山口明徳、和田利政	広々とした海	広い池や湖についてもいう	第一巻二歌
2011	角川学芸出版	古典基礎語辞典	大野晋	はてしなく広がる海	古くは池や湖にもいった	第二歌、万葉八七四
2011	旺文社	全訳古語辞典	宮腰賢、石井正己、小田勝	広々とした海	また、広々とした湖・池	万葉七・一〇八九
2017	三省堂	全訳読解古語辞典	鈴木一郎、小池清治、他	広々とした海	また、広々とした湖・池	無し

表Ⅱ 海原 国語辞典

年度	出版社	書名	編者・執筆者	意味1	意味2	典拠・歌
1891	自費出版	言海 (最古の国語辞典)	大槻文彦 (1847~1928)	(閲覧できていない)		
1928	富山房	修訂大日本国語辞典	松井簡治、上田萬年	ひろびろとしたる海		万葉五、松浦佐用姫
1932	富山房	大言海	大槻文彦 1928年没	海の条を見よ、原は広きを意う		万葉五、松浦佐用姫
1935	岩波	辞苑	新村出	ひろびろとした海		
1952	三省堂	辞海	金田一京助	海、広々としているので原という		無し
1952	研究社辞書部	ローマ字で引く国語新辞典	福原麟太郎、山岸徳平	廣々とした海、the ocean		無し
1955	岩波	広辞苑初版	新村出 (1876~1967)	広々とした海、うのはら		無し
1956	富山房	新編 大言海	大槻文彦	海の条を見よ、原は広きを意う		万葉五、松浦佐用姫
1960	旺文社	国語辞典増補版	守随憲治、今泉忠義	広々とした海、うのはら		無し
1962	旺文社	古語辞典増補版	鳥居正博	広い海		無し 私が高校の時に使用
1969	岩波書店	広辞苑第二版	新村出 1967没	ひろびろとした海	池、湖にもいう	萬葉五、松浦佐用姫
1976	岩波書店	広辞苑第二版補訂版	新村出	ひろびろとした海	池、湖にもいう	萬葉五、松浦佐用姫
1983	岩波書店	広辞苑第三版	新村出	ひろびろとした海	池、湖にもいう	萬葉五、松浦佐用姫
1988	学研	国語辞典二版	金田一晴彦、池田弥三郎	ひろびろと広がった海		無し
1991	岩波書店	広辞苑第四版	新村出	ひろびろとした海	池、湖にもいう	萬葉五、松浦佐用姫
1992	富山房	新編大言海 十一版	大槻文彦	うな、海		無し
1992	講談社カラー版	日本語大辞典	(ひろびろとした海、ocean		無し 初版1989
1993	三省堂	辞林	松村明、佐和隆光、養老孟司	広々とした海、うのはら	広い水面	無し
1995	小学館	大辞泉一版	松村明	広々とした海、うのはら	池や湖の広い水面	万葉二
1998	岩波書店	広辞苑第五版	新村出	ひろびろとした海	池、湖にもいう	萬葉五、松浦佐用姫
1999	三省堂	大辞林新装第二版	松村明	広々とした海、うのはら	広い水面	無し
2008	岩波	広辞苑六版	新村出	ひろびろとした海	池と湖にもいう	万葉五、松浦佐用姫
2011	岩波	国語辞典七版	西尾実、岩淵悦太郎、水谷静夫	ひろびろとした海		無し
2018	岩波	広辞苑七版	新村出	ひろびろとした海	池と湖にもいう	万葉五、松浦佐用姫
2020	三省堂	国語辞典七版	見坊豪紀、市川孝 他	ひろびろとした海		無し 初版1960

歌を典拠にするのは、松村明の小学館・大辞泉第一版のみである。

(五)ちなみに、現在本屋に並べられている小学生向けの国語辞典類の海原項には「池・湖」は記されていない。

七、現在までに分かっていること

近代において「海原」項に「池、湖」を記載した最初は、古語辞典では1963年小学館の『古語大辞典』初版である。あるいは、確認はできていないが、1960年旺文社古語辞典初版で「池、湖」が載っていた可能性もある。果たしてどうであろうか。いずれにしても、古語辞典で「海原」の意味に「池、湖」が含まれるのは1960年代以降になる可能性は大きい。

逆の言い方をすると、国学派の万葉集解説書には「海原」海および、池・海」とあつたにもかかわらず、辞書にはそれが反映していなかったことになる。なぜ1960年代になって「海原」池」が登場するようになったのだろうか。国学派研究者の巻き返しが起こったのだろうか。

また、国語辞典では1969年の『広辞苑』第二版が「池、湖」を載せる最初の辞典である。1960年代は大きな転機になったのかもしれない。

八 『広辞苑』の影響

大事な点なので強調しておきたい。

『広辞苑』第二版(第七版は、「海原」が「海」の歌「第五卷八七四歌」だけを典拠にする。という)ことは、『広辞苑』では「池と湖」の典拠は示されていないことになる。第八七四歌を「池・湖」の典拠にはできないからだ。第二歌は「池と湖」の根拠にされていない点は確認しておきたい。

しかし、『広辞苑』は極めて影響力の大きな辞書である。現代語だけでなく古語の辞書編纂への影響力も計り知れないものがあるだろう。常識の形成はこのような形でも行われる。当然、古典解釈にもその影響及び、「万葉第二歌は近畿ヤマトで詠まれた」と無条件に解釈されてしまう。しかも問題はそれだけではない。国語辞典に古語辞典の役割も忍び込ませていくことだ。「古くは」と断る国語辞典もある。しかし断らない国語辞典もある。仮に、「古くは」と断っていたとしても、それが読者に見落とされることもある。したがって、さらに国語辞典だから「現代でも海原は池や湖の意味もある」という形で意識の中に忍び込む危険性さえある。古代にはなおさら「海原は池・湖の意味で使用されていた」ことになってしまう。

高校時代を前回の東京オリンピックの時代に過ごした私たちの世代は、万葉集第二歌の賀茂真淵による解釈による影響を免れていたのかもしれない。万葉集に関心を持つものを除けば、「海原」は「広い海」以外の何ものでもなかった。私たちの前の世代、また後の世代はどうなのであるか。二十歳の大学生と話す機会があった。海原について尋ねてみた。彼は答えた。「海に湖や池という意味があるとは思えない」と。他の若者にも同じ質問をしてみようと考えている。

最後に — 暫定的な結論、あるいは仮説

一、万葉第二歌だけが「宇奈波良(海原)は池、湖でもある」ことの唯一の「有力な典拠」になっている。

事例が少ない場合には、一つだけの用例ですべてを決めることができる。学会にはそのようなルールでもあるのだろうか。

二、すでにいろいろな形で述べてきたように、古田武彦氏の万葉歌の「前書き批判」は極めて重要な指摘であった。第二歌は「近畿ヤマト」で詠まれた歌ではない可能性が極めて大きい。舒明天皇の歌という前書きが正

しいのかも考察の対象にしなければならないだろう。前書きは後代の添え書きに過ぎないのだから。おそらく古歌に前書きがつけられ、『万葉集』としての体裁が出来上がったのは舒明天皇の時代からは、一世紀以上経ってからであろう。

この点についての詳細は、拙稿「短歌から日本古代史を考える」(國枝浩「常識への懐疑」ブログ)で述べている。

「東京古田会」月例会報告⑩

※文責：新保高之

●二〇二四年十二月度 浜町区民館にて、参加者は会場二名、リモート五名程度。

第一部(研究発表と懇談会) 司会は齋藤事務局長

【研究発表】「難波に九州王朝副都はなかった」(大下隆司氏)(1)発表の趣旨と内容：最新の考古学発掘状況等を基に、「古田史学の会」会長・古賀達也氏提唱の「孝徳朝の難波宮は九州王朝の副都だった」に反論。(2)発表項目：前段の説明後に、①六〜七世紀の上町台地と難波宮の成立過程、

②難波に残された「九州王朝」の痕跡の実態、③孝徳難波宮説の大坂歴博見解への批判、④「味経宮」は倭国・九州王朝の首都「大宰府」について、要点をわかりやすく説明。(3)質疑等・①大宰府の遺構研究が進まない理由。②観世音寺の創建とその後の行方。③「二中歴」細注と九州王朝との関係。④倭の五王と東征・近畿、他。

(4)感想・多様な情報を的確に整理・説明され、これらの質問にも丁寧に回答された。(発表八五分、質疑四〇分)

【懇談会】①倉沢良典氏が「古田武彦氏の九州王朝説を若い世代に広めるための案」を基に、出版予定の書籍について経緯と趣旨を説明。会場からは励ましと助言。②「東日流の旅」参加の「女子旅雪中行軍」四名が、会長との質問に答える形で、企画理由や行先等について説明。(二五分)

第二部(勉強会と読書会) 司会は新保幹事

【勉強会】「古田武彦『盗まれた神話』その二」(1)対象項目は、①第四章「蔽われた王朝発展史」。(2)この章で古田先生は、主として『日本書紀』

の景行天皇九州一円説話と神功皇后筑後平定説話を論じている。(3)質疑などで、①説話のもとになったと

される「日本旧記」の原名は。②「投馬国」を鹿児島県国分市付近に比定されているが。③熊襲とは、熊本県人吉など「球磨地方」と国分地域等の「曾於地方」のこと。近畿と日向の古墳は形状等に類似性。熊襲は後の「隼人」か、など活発な意見が飛び交った。(解説・質疑三五分)

【読書会】「岩波文庫『日本書紀』持統紀その二」(1)対象項目は、①持統元年と二年条、②トピック『日本書紀』に出てくる「遷」を含む用語59件の内訳。(2)対象年条の特徴は、どちらも崩御した天武天皇の葬儀記事が大半を占めていること。(3)質疑では、①天武の葬送記事は孝徳白雉紀から転用か。②葬送記事には類似文が多出。③半島からの帰化人を関東に移住させる記事が多い背景に、白村江敗戦後の唐軍侵攻を恐れた可能性、など。(解説・質疑二〇分)

●二〇二五年一月度 明石町区民館にて、参加者は会場十五名、リモート六名程度。

第一部(研究発表と懇談会) 司会は齋藤事務局長

【研究発表】「古田氏の旧説撤回問題」(國枝浩氏) これは会報二二〇号に前半部分を掲載。(1)発表内容・古

田説(旧説と新説織り交ぜた多様で独特な論証が特徴)中の七項目を抽出し、その主要点を紹介、併せて國枝氏の評価・見解を披露。(2)質疑等・①リモート参加の「古田史学の会」会長の古賀さんによる、ご自身の理解されているところの説明、ご両人が意見交換。②会場参加の橋本さんから「古田史学とどう向き合っていくのか、会員間で議論をすべき」との提案も。(発表・質疑九五分)

【懇談会】副会長による関川尚功氏が「畿内ではありえない邪馬台国」で主張される主要ポイント紹介と古賀さんの補足説明。一気に会場は盛り上がり、関連する事項へと話題が広がった。(三〇分)

第二部(勉強会と読書会) 司会は新保幹事

【勉強会】「古田武彦『盗まれた神話』その三」(1)対象項目は、①第五章「『盗作』の史書」・第六章「蜻蛉島はどこか」。(2)古田先生は、五章では、『日本書紀』編者が九州王朝の歴史書『日本旧記』を引用したと論証、近畿天皇家の史書に「帝王本紀」があると。第六章では、「洲」は「シマ」ではなく「クニ」と読み、蜻蛉島は秋津洲で大分県別府地域を指すと。(3)質疑などで、①この出版時点では先

生に知られていなかった「和田家文書」に「天皇記」「国記」関連が少なくとも八〇カ所程出てくる、との興味深い話。②「トンボ」に関し、長野県立松本深志高校の校章や社章に使われているとの紹介や「トンボ」の種類が日本で一番多いのは岡山県との話も。(解説・質疑四〇分)

【読書会】「岩波文庫『日本書紀』持統紀その三」(1)対象項目は二年条。トピックは『日本書紀』における天皇(神功皇后を含む)の「葬送」記事。

(2)主要な記事は、草壁皇太子の薨去・新羅弔使への詔・令の配布・戸籍造作令・双六廃止令、等。トピックでは、応神・敏達・天智の三天皇に埋葬記事がないこと等を紹介。(3)質疑では、五月二二日条「新羅弔使への詔」は、天武朝の新羅との友好関係が持統朝以降に一転することになった記事である等の、鋭い指摘があった。「双六禁止」関連で、キリスト教のある会派ではトランプゲームを禁止しているとの紹介も。(解説・質疑四五分)

●二〇二五年二月度 浜町区民館にて、参加者は会場十七名、リモート四名程度。

第一部(研究発表と懇談会) 司会は齋藤事務局長

【研究発表】「古田氏の旧説撤回問題」(國枝浩氏) これは会報二二〇号に前半部分を掲載。(1)発表内容・古

保幹事

【懇談会】午前開催の幹事会で、古代史ネットワークの清水徹朗氏が説明された「年輪年代法訴訟」（一月下旬に第一審が結審するも上告）について、事務局長から概略の説明があり、その後に意見交換。なお、会報二〇〇号に古賀達也氏の論考「年輪年代測定「百年の誤り」説―鷲崎弘朋説への異論―」を掲載。（二五分）

第二部（勉強会と読書会） 司会は新

【研究発表】『先代旧事本紀』について（藤田隆一氏）（一）『先代旧事本紀』は、①物部氏を中心とした神話・伝承・系譜・歴史・氏族を記述する全十巻からなる文書で、②現存する文書が形成されたのは十世紀頃とみられているが、③その記述には『記紀』も及ばない「古い痕跡」を残すものもあるようだ。（二）説明内容：第一、三、四、五、七、十巻の中から主に『旧事紀』成立等に関連する事項を抽出して、読み下し文と語句等の語釈を提示されて解説。（三）質疑等：①「国造本紀」中の系譜記事の世代が合わないことや後の時代の原文改定箇所のこと、②『日本書紀』との関係や第一巻序の部分が「推古紀」の記述と似ている等、活発な意見交換。（発表・質疑八〇分）

【勉強会】「古田武彦『盗まれた神話』その四」（一）対象項目は、第七章「天孫降臨地の解明」。（二）この章は一六節から構成されている。古田先生は、天孫・ニギノ命の降臨地「日向の高千穂」は、通説でいう宮崎県の高千穂地方ではなく、「筑紫の日向峠」付近だということとを丁寧に論証し、併せて付随あるいは関連する事象についても検証を進めている。（三）質疑などでは、クシフルダケに関して、実際に現地を見たことがあるのかか等の話が出た。（解説・質疑三〇分）

【読書会】「岩波文庫『日本書紀』持統紀その四」（一）対象項目は、持統四年条。【トピック】は、「天武・持統紀」のみに登場する記事「百寮進薪」と「広瀬竜田神」。（二）主要な記事は、「春条」持統天皇が即位、「夏条」官人選考と朝服制、「秋条」高官・国司の大異動発令、「冬条」帰国した大伴部博麻への詔・元嘉暦・儀鳳暦を施行等。（三）質疑では、四年条に関して、①「稲束を下賜」する理由、②秋条にある「蓋昔者到宮門而著朝服乎」関連で、「昔」の意味合いと出現度合。また【トピック】では、持統紀記事の編年移動操作（三四年や五〇年）の可能性に関する言及が古賀達也氏からあった。（解説・質疑四五分）

お知らせ

* 研修旅行へのお誘い

和田家文書研究会と秋田孝季集史研究会共同企画で五月十三日〜十六日、三泊四日で津軽半島・下北半島を巡る旅を実施致します。個人で訪ねるには難しい場所です。ぜひ誘い合わせてご参加ください。東北新幹線新青森駅集合・解散（費用概算九万円）申し込み・問い合わせは事務局又は中村まで（090 8645 1818）

5月13日（火）

JR東北新幹線「新青森駅」11時55分集合（全行程貸切バス移動）↓三内丸山遺跡↓石塔山（旧荒覇吐神社）登拝↓五所川原市（宿泊）

5月14日（水）

ホテル↓十三湖南岸・紅毛崎集落↓市浦歴史民俗資料館↓福島城跡↓山王坊・日吉神社荒磯崎神社↓小泊・柴崎城跡↓339号竜泊ライン↓外ヶ浜町三厩龍浜（宿泊）

5月15日（木）

ホテル↓龍飛岬↓義経寺↓太平洋山元遺跡・資料館↓蟹田港くフェリー↓下北半島・脇野崎港↓川内町・安倍城↓銀杏神社↓むつ市（宿泊）

5月16日（金）

ホテル↓霊場・恐山↓野辺地↓小湊・十王院浅虫・善知鳥崎↓青森市内・善知鳥神社↓新青森駅16時30分頃・解散



掲示板

東京古田会・月例会					
今後の予定					
<p>【4月月例会】 【日時】4月26日(土) 午後1時～5時 【会場】佃区民館洋室3号 ●オンライン参加できます。</p>					
<p>【第1部】 *研究発表 中川隆氏 斎藤隆雄氏 *懇談会 テーマがありましたら お寄せください</p>					
<p>【第2部】 新保高之氏 *勉強会 『失われた九州王朝』その6 *読書会 『日本書記』天武天皇紀その6</p>					
<p>●資料は用意いたします。 参加費500円 当日会場にてお支払いください。</p>					
5月31日(土)午後1時～			4月26日(土)午後1時～5時		
会場:未定			会場:佃区民館洋室3号		
発表者	テーマ	発表者	テーマ	発表者	テーマ
國枝 浩氏	古田氏の 旧説撤回問題 *定時総会記念講演	斎藤隆雄氏	地球の気候変動	中川 隆氏	居駒永幸『古事記の成立 「歌と散文」の表現史」 の読後感想
<p>【和田家文書研究会】 日時：5月10日(土)午後2時～5時 会場：HPでお知らせします。 *発表者：菊地栄吾氏、テーマ：『和田家文書』で読む「箸墓古墳」 *発表者：安彦克己氏、テーマ：『和田家文書』で読む「蒙古襲来」</p>			<p>【令和7年東京古田会定時総会】 *日時：5月31日(土) *会場：HPでお知らせします。 令和6年度活動報告・会計報告、7年度活動方針・予算・役員及び担当等を協議します。</p>		
<p>【新入会員募集】 東京古田会は新規会員を常時募集しています。古田武彦や古代史に興味のある方、どうぞお気軽にお問合せ下さい。また、入会ご希望の方や、本会にご興味のある知人・友人の方をご紹介ください。入会希望の方は事務局に電話又はメールで住所・氏名等ご連絡ください。年会費は4千円になります。</p>			<p>●「東京古田会」ユース 原稿募集! 東京古田会では東京古田会ユースへ掲載する論文・小論・古代史雑感などを募集しています。住所・氏名を必ず明記のうえ、500字から5,000字程度にまとめて、Eメールにて左記へお送りください。ただし、特定個人への中傷や古代史と無関係な場合は掲載をお断りすることがあります。予めご了承ください。また、他紙などへすでに投稿しているものとまったく同じ内容の原稿は原則として掲載できません。掲載の可否については編集会議で決定させていただきます。 (Eメールアドレス) saitaka7078@yahoo.co.jp</p>		
<p>●新年度会費納入のお願い 令和七年度(四月～来年三月)年会費(四千円)を会報と同送しておきます振込用紙で御手続して下さい。 振込用紙に住所・お名前・電話番号の明記をお願い致します。</p>					